

○唐津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年3月25日

条例第357号

改正 平成18年1月1日条例第1号

(七山村の編入に伴う関係条例の整備に関する条例第1条による改正)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を唐津市公告式条例（平成17年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市の広報紙への掲載、ホームページへの掲載その他適切な方法により公表し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、当該施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき、その他市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若し

くは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又はその設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平18条例1・旧附則・一部改正)

(七山村の編入に伴う経過措置)

- 2 七山村の編入の日の前日までに、編入前の七山村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年七山村条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（平18条例1・追加）

附 則（平成18年条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第56条の規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる一般選挙から適用する。

（唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第448号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略